

平成 15 年度 事前評価書

施策名	資金協力案件形成施策
1. 施策の目的 (問題と考える現状をどういう状態にしたいのか。 施策が何を対象として、何を達成しようとするものなのか。)	
<p>(1) 途上国における地球環境保全対策、経済成長の基盤となる人材 中小企業等の育成、持続的な経済成長に必要な既存プラントの改修等に係る資金協力プロジェクトについて、我が国の企業等の技術やノウハウを活用してフィージビリティ・スタディ (F/ S 等を実施することにより 我が国の企業等が参画可能な円借款案件の迅速な発掘・形成を推進するとともに、タイド円借款案件をOECDの援助規制強化に対応して確実かつ迅速に実施する。</p> <p>(2) 途上国等において民間主体による経済インフラ整備事業が活発化しつつある現状を踏まえ、途上国等の側における関連法制度等の事業環境の整備を支援するとともに、我が国企業の同事業への積極的な挑戦を後押しするため、途上国等の側の制度設計に対する知的支援や個別重要案件の F/ S を実施することにより、我が国企業が参画可能な海外インフラ事業案件の発掘・形成を推進する。</p>	
2. 施策の必要性 (国民や社会のニーズ、より上位の行政目的に照らした妥当性、 公益性・市場の失敗、官民の役割分担、国と地方の役割分担、 民営化・外部委託の可否、 緊要性の有無、他の類似施策、 廃止・休止の可否 < 継続 >)	
<p>< 背景 ></p> <p>(1) 「政府開発援助大綱」(平成 4年 6月閣議決定)及び「政府開発援助に関する中期政策」(平成 11年 8月閣議報告)においては、途上国における地球環境保全対策、人材育成、中小企業の育成、経済・社会インフラ等への積極的支援が重要施策の一つとして位置付けられている。また、当該施策の実施に関して、その効果的・効率的な推進及び我が国の「顔の見える」援助の積極的展開の観点から、我が国企業の事業参加機会の拡大に留意しつつ、案件の発掘・形成のための協力及び調査の充実、我が国の技術・ノウハウ等の一層の活用等を図ることとされている。</p> <p>(2) しかし、上記(1)の「案件の発掘・形成のための協力及び調査の充実」については、円借款案件は、そもそも商業性、収益性が極めて低い事業であること、また、円借款案件に関する途上国での国際競争入札の一般化により、円借款案件を発掘・形成した企業が必ずしも参画できるとは限らない(採算面で大きなリスクを伴うこととなる)ことから、民間企業の自主的な事業として案件発掘・形成のための F/ S 等の積極的な展開が望めない状況にある。このため、途上国に資金協力を行っている他の先進国においても、国の予算で F/ S 等を行っている場合が多い。</p> <p>(3) また、上記(1)の「我が国企業の事業参加機会の拡大」に貢献するタイド円借款について</p>	

は、OECDにおいてタイド援助規制が強化される方向にあるだけでなく、アンタイド援助についても、商業ベースのファイナンスでの実施可能性(CV性)をチェックするとの議論が行われていることから、今後、チャレンジ案件(OECDコンサルテーション会合での説明が要求される案件)の数が大幅に増加する可能性が大きい。チャレンジ案件への援助については、当該案件がCV性を有しないこと等を証明するためのF/Sを作成した上で、OECD輸出信用部会コンサルテーション会合で当該援助の可否について審査を受けることが必要であり、また、同会合で了承されないと、原則として当該案件へのタイド円借款等が禁止されることとなる。

(4) さらに、近年、各政策分野における評価の重要性について認識が高まっており、特にODA分野においては、政府開発援助に関する中期政策の中でODA事業の事後評価等の充実が求められている。

(5) 他方、途上国等においては、これまでODAを含む公的資金により進めてきたインフラ整備を民間事業者のイニシアティブにより実施しようとする動きが活発化しつつある。このような民活型のインフラ整備事業は、途上国等の受入国側には公的債務増加の抑制というメリットをもたらすとともに、我が国企業等にとっては海外における新たなビジネスチャンスを提供するものである。しかしながら、本事業は実施主体に大きな初期投資と概ね20年以上の長期間にわたるコミットメントを求めるなどコスト・リスクが大きい上、受入国側の関連法制度等の事業環境の整備が十分ではなく、また実施主体となる民間企業への支援も限定されているため、必ずしも途上国側が望むほどの成果を上げるに至っていないのが現状である。

< 必要性 >

(1) 本施策の主な内容は以下のとおりであり、その成果は特定の企業等に留まらず、途上国への円借款の供与や民活事業環境整備に向けた協力等を通じて、地球環境問題への対応等、広く国際貢献に資するものであることから、公益性が高く、かつ、公共財供給の性格を有し、従って行政の関与が必要である。

民間企業による円借款案件の積極的な発掘・形成が困難な状況において、民間企業の技術やノウハウを活用して、我が国の企業等が参画可能な円借款案件を発掘・形成する上で必要なF/Sと、OECDの援助規制強化に対応してタイド円借款を確実かつ迅速に実施するためのF/Sを実施する。

途上国等における民活事業環境整備と同事業への我が国企業の参入促進を目的として関連法制度等に関する情報収集、特定国・部門(電力、ガス等)の制度設計における知的支援及び個別重要案件のF/S等を実施する。

(2) また、円借款については、近年、国内において「我が国の協力案件であるにもかかわらず、日本の顔が見えない支援となっているのではないか」等の批判が強まっているが、本施策は、このような批判に対応するための有効な手段の一つであり、また、「顔の見える援助」を促進するために、恒久的なタイド円借款制度として平成14年7月1日から実施された本邦技術活用条件(STEP)を活用できる案件を発掘・形成するためにも、本事業の取組が必要である。

本邦技術活用条件(STEP)とは

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進することを目的としたタイド円借款制度。主契約が日本タイド、日本からの資機材調達率が30%以上等の条件がある。

3. 施策の概要、目標、指標、モニタリング方法、達成時期、評価時期、外部要因など

(コスト、これまで達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期、目標達成状況に影響しうる外部要因等)

(0) 施策全体

< 新重点4分野における絞込み(重点化・効率化)の考え方 >

本施策は、円借款や民間活力により地球環境問題に対応するものであり、引き続き以下事業を実施することにより、「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」に大きく貢献するものと考えられる(詳細は、「5. 手段の適正性」参照)。

目標(目指す結果、効果);

- ・開発途上国における環境保全対策、人材・中小企業等育成、既存プラントの改修等が進捗すること
- ・円借款事業において我が国企業の参画機会が拡大すること
- ・タイド円借款を確実にかつ迅速に実施すること
- ・途上国等における民活事業環境が整備されること
- ・海外インフラ事業への我が国企業の参画機会が拡大すること

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項;

- ・タイド円借款制度の整備状況
- ・我が国の経済・財政状況を反映した円借款供与額の変動
- ・途上国の経済・社会状況等の変化に伴う円借款の供与可能性
- ・円借款に対する途上国のニーズの変化
- ・OECD輸出信用ガイドライン規定の改正
- ・途上国等における民活型インフラ事業に関する法制度・政策等の変更
- ・途上国等におけるインフラ需要、為替や経済成長率等と経済ファンダメンタルズの変化等

(1) 地球環境・プラント活性化事業等調査事業(予算・委託事業)

説明;

- ・我が国企業が参画可能な円借款案件の迅速な発掘・形成を推進するため、途上国における地球環境保全対策、人材・中小企業等育成、既存プラントの改修等に係る資金協力プロジェクトについて、我が国企業等の技術やノウハウを活用したF/Sを実施する。
- ・本事業の透明性及び効率性を確保するため、本事業において過去に実施したF/Sの評価を行うとともに、案件の早期実現に繋げるためのフォローアップ調査*を実施する。

評価・フォローアップについて

有識者で構成される「評価・フォローアップ検討委員会」を設けて、過去に実施したF/Sの評価、具体化に至っていない案件の要因分析等の検討を行い、その結果を次年度の事業実施に活用している。また、過去に実施したF/S案件の進捗状況を確認し、案件の早期実現につなげるための追加調査(フォローアップ調査)等を行っている。

目標 (目指す結果、効果);

開発途上国における環境保全対策等が進捗すること
円借款事業において我が国企業の参画機会が拡大すること

指標 ; (平成 14年度実績は平成 15年6月頃公表予定)

円借要請等の具体化率

(10年度実施案件 29.8%、11年度実施案件 26.3%、12年度実施案件25.0%、
13年度実施案件 :13.8%、10 - 13年度実施案件合計 24.7% (36件))

円借款は、F/Sの実施から実際の円借要請等に至るまでに数年かかるのが通例。

円借款タイド化率

(8年度0.0%、9年度1.0%、10年度85%、11年度165%、12年度354%、13年度399%)

円借款事業外貨建調達部分における我が国企業の受注率 (遅効性指標)

(10年度28.2%、11年度28.9%、12年度34.5%、13年度38.0%)

モニタリング方法 ;

・F/S実施案件に関して、毎年、アンケート等を実施して当該案件の進捗状況を確認。

目標達成時期 ; 平成 19年度

中間評価時期 ; 平成 14年度

事後評価時期 ; 平成 19年度

政策評価法第 9条 (事前評価)の義務付け対象か否か ; 非対象

行政改革 (特殊法人改革など)との関連 ;

委託先である日本貿易振興会は、平成 15年 10月に独立行政法人化の予定。

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成 10年度	平成 19年度	日本貿易振興会	途上国及び民間企業等	
H15FY 予算額	H14FY 予算額	H13FY 予算額	総予算額	総執行額
988,481千円	1,109,048千円	1,778,399千円	7,222,030千円 (平成10～14年度)	5,709,628千円 (平成10～13年度)

予算費目名 : < 一般 >

(項) 経済協力費

(大事項) 技術協力等の推進に必要な経費

(中事項) 海外開発計画調査事業

(目) 政府開発援助海外開発計画調査委託費

(目細) 地球環境・プラント活性化事業等調査委託費

(2) 援助信用商業可能性等調査事業 (予算委託事業)

説明 ; 我が国の優れた技術・ノウハウの活用、途上国への技術移転等を通して我が国の「顔の見える援助」を促進することを目的としたタイド円借款を確実に、かつ、迅速に実施するため、OECD輸出信用部会のコンサルテーション会合 (同会合における商業性判断がタイド円借款供与の可否を左右)への対応に必要なF/Sの作成等を実施する。

目標 (目指す結果、効果); タイド円借款の確実にかつ迅速な実施

指標 ; 円借款供与総額におけるタイド円借款供与額の比率 (上記(1) 参照)

* 平成 14年度はOECDタイド通報3件についてF/Sを作成。うち1案件がOECDコンサルテーション会合において他国のチャレンジを受け、現在審査中。

モニタリング方法； 毎年度、F/S実施において委託先と十分打ち合わせを行いながら実施。

目標達成時期； 平成18年度

事後評価時期； 平成18年度

政策評価法第9条(事前評価)の義務付け対象か否か； 非対象

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体		主な対象者
平成14年度	平成18年度	民間団体		途上国及び民間企業等
H15FY予算額	H14FY予算額	H13FY予算額	総予算額	総執行額
367,819千円	510,115千円	- 千円	510,115千円	- 千円

予算費目名：<一般>

(項) 経済協力費

(大事項) 技術協力等の推進に必要な経費

(中事項) 海外開発計画調査事業

(目) 政府開発援助総合開発計画調査委託費

(目細) 援助信用商業可能性等調査委託費

(3) 開発途上国民活事業環境整備支援事業 (予算委託事業)

説明； 開発途上国における民間主体による経済基盤整備事業を促進しようとする動きを支援するため、我が国の経験・ノウハウの蓄積を活用しつつ「顔の見える援助」を推進する観点から、途上国における民活事業環境整備を支援する。具体的には以下のとおり。

- 1) アジアを中心としたODA対象国に調査団を派遣し、当該国の民活関連法制度、外資規制緩和・優遇税制等の民活事業環境整備状況等に関する情報を収集し、事業者リスクやコスト軽減の可能性などを調査検討する。
- 2) 特定の途上国・セクターについて官民合同の研究会を設置し、1)の調査結果等を踏まえ、我が国企業の経験・ノウハウを活用しつつ相手国の民活事業環境整備に対する知的支援、制度設計に対する提言等を行う。
- 3) 途上国の民活型経済基盤整備を進める上で重要な案件に関して、我が国企業からの提案を踏まえつつ具体的な事業実施可能性の調査を行う。

目標(目指す結果、効果)；

調査等対象途上国における民活関連法規制等の事業環境の整備

調査等対象途上国における民活型インフラ事業における我が国企業の参画機会拡大

指標；

調査等対象途上国における民活型インフラ整備事業の実施件数

調査等対象途上国における民活型インフラ整備事業への我が国企業の参画件数

調査等対象途上国数、セクター数、個別事業F/S件数

調査等対象途上国に進出した我が国企業による、対象途上国の民活事業環境整備に関する評価

モニタリング方法； 途上国での民活型インフラ整備事業への参画を検討している企業へのアンケート、ヒアリング等を実施して、個別事業への参画に向けての進捗状況、本事業に対する評価等を確認。

目標達成時期； 平成19年度

中間評価時期；平成17年度
事後評価時期；平成19年度

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成15年度	平成19年度	民間団体等	途上国及び民間企業等	
H15FY 予算額	H14FY 予算額	H13FY 予算額	総予算額	総執行額
646,476 [千円]	- [千円]	- [千円]	- [千円]	- [千円]

予算費目名：<一般>

- (項) 経済協力費
- (大事項) 技術協力等の推進に必要な経費
- (中事項) 開発途上国民活事業環境整備支援事業
- (目) 政府開発援助総合開発計画調査委託費
- (目細) 開発途上国民活事業環境整備支援事業委託費

(4) 海外インフラ事業促進調査等事業 (予算委託事業)

説明； 海外諸国における民間主体によるインフラ整備事業に関し、情報不足や事業実施に伴うコスト・リスクの大きさ故に我が国企業の参画が遅れている現状に鑑み、新たな事業分野として同事業に積極的に挑戦する我が国企業を後押しするため、個別重要事業に関し、案件発掘・形成の段階であるF/Sやマスタープラン(M/P)作成支援を行うことにより、日本企業の海外インフラ事業への参画を促進する。

目標 (目指す結果、効果)；

調査等対象国における民活型インフラ事業における我が国企業の参画機会拡大

指標；

調査等対象国における民活型インフラ整備事業の実施件数

調査等対象国における民活型インフラ整備事業への我が国企業の参画件数

調査対象国数、セクター数、個別事業F/S件数

モニタリング方法； 海外諸国での民活型インフラ事業への参画を検討している企業を対象としたアンケート、ヒアリング等を実施して、個別事業への参画に向けての進捗状況、本事業に対する評価等を確認

目標達成時期；平成19年度

中間評価時期；平成17年度

事後評価時期；平成19年度

< 予算額等 >

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成15年度	平成19年度	民間団体等	民間企業等	
H15FY 予算額	H14FY 予算額	H13FY 予算額	総予算額	総執行額
78,711 [千円]	[千円]	[千円]	[千円]	[千円]

予算費目名：<一般>

- (項) 経済産業本省
- (大事項) 貿易の円滑化等に必要な経費
- (中事項) 海外インフラ事業促進調査等事業
- (目) 海外開発計画調査委託費
- (目細) 海外インフラ事業促進調査等委託費

4.有識者、ユーザー等の各種意見（各種政府決定等との関係、会計検査院による指摘、総務省による行政評価、行政監察及び国会による警告決議等の状況を含む。）

(0)施策全体

各種政府決定等との関係については、上記2.の「施策の必要性」の「<背景><閣議決定等上位の政策決定>」の項目を参照。

日本の特徴を活かし、日本の援助であることを相手国国民に良く理解してもらうために、日本のタイド率を上げ、日本人、日本企業の参加する機会を拡充して頂きたい。

(業界団体)(平成13年6月)

有償資金協力のタイド率の向上等、我が国ODAのタイド化等を促進するための構造的な改革を行い、日本企業の参加機会を増加させて頂きたい。(業界団体)(平成13年8月)

平成14年2月に海外の民活型インフラ事業への進出に関する我が国企業のヒアリングを実施したところ、新たなF/S、M/Pといった調査制度を設けて欲しい旨の要望が多数を占めた。

(1)地球環境・プラント活性化事業等調査事業

多くの場合、被援助国は、どういう案件が自国ニーズに合っているかわからない。援助を開始する前段階で援助する側が案件を発掘する必要がある。(有識者)(平成13年5月)

たとえ円借款がタイド供与になっても、基本的には日本企業同士の競争入札になるので、企業自身がコストをかけて円借款案件を形成しても、自社が取れる保証がない上、入札価格に案件形成コストを上乗せするため価格が高くなって、かえって入札に不利になる。よって、企業コストで案件形成を行うことは困難、また、欧米では政府がF/Sの実施を支援しており、日本においても政府がF/Sの実施を支援することを期待。(商社)(平成13年5月)

企業はなるべく単年度で黒字決算に持ち込みたいと願っているから、5年も6年もかけて、しかも落札の保証なしに円借款案件を発掘できない。(商社)(平成13年3月)

円借款事業におけるコンサルタント事業の規模に比べて、案件形成のコストは大きすぎ、コンサルタント会社としては、これを自己負担できない。(コンサルタント)(平成13年5月)

政策提案型のODAを展開し、そのアンブレラの下で各セクター案件を提案し、各案件のフィージビリティを確認するコンサルティング経費を計上してODA予算で負担する明朗な案件発掘体系を築くべき。(有識者)(平成13年5月)

経済産業省のF/S支援は、民の力が100%近く生きる。また、調査した資料がアセットとして残る。民に対するプロジェクト・ファインディング支援策としてわかりやすい。

(商社)(平成13年2月)

・F/Sの調査結果を、案件実現に結びつけるための案件フォローアップの取組が必要。

(コンサルタント)(平成13年2月)

(2)援助信用商業可能性等調査事業

本制度に係るF/Sにより、OEC D手続が迅速に進むとともに、これに伴いタイド円借款供与が一層促進されるものとして、大きな期待を寄せている。(有識者)(平成13年5月)

(3)開発途上国民活事業環境整備支援事業及び海外インフラ事業促進調査等事業

昨年4月から12月にかけて、外部の有識者や企業関係者の参加を得て実施した貿易経済協力局長の懇談会「海外インフラ事業促進研究会」の報告書には、以下のとおり相手国側の制度構

築支援やF/S調査助成制度創設の必要性が盛り込まれている。

--- 海外インフラ事業促進研究会 報告書要旨抜粋

(1)~(3) (略)

(4) 我が国企業の取り組みを補完するため政府・政府関係機関に期待される役割
(略)

・インフラ事業の前提となる法制度が未整備な国や民営化を進める途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援(政府間対話による法制度構築支援、フィリピン電力タスクフォース)のような官民合同研究会による知的支援や人材派遣等の技術協力)、中国・インド等参入障壁の高い市場へのトップセールスや政策対話の推進により、我が国企業が活動しやすい事業環境を整備していくことが必要。

・そもそも案件が成り立つか、受注可能か不明の初期段階における十分な事業可能性調査(F/S)は企業のみで実施することは困難。他の先進諸国と同様、我が国も重要個別案件へのF/S支援制度を創設するべき。

(略)

(5) 今後の展望

・(前略)また今年の「総論」的議論の成果を踏まえ、来年度以降は個別の国・セクターに関する「啓論」を議論して行くべきで、具体的にはフィリピン・エネルギーセクター、ベトナム電力セクター、中国電力セクターに関する官民研究会をそれぞれ立ち上げることが適当。

・我が国企業による個別優良案件の主体的形成を図っていくため、上述の政策メニューの中でもとりわけ、重要案件F/Sに対する公的助成制度の創設が優先課題。

・商社等を対象に行ったヒアリングにおいて、各社から以下のような要望が出されている。

- 民活案件に関する F/ S 支援制度については、日本企業がイニシアティブを発揮するために重要 (平成 14年 2月、商社)
- 日本企業が出やすくなるような枠組み (ルール整備) を作ることが重要 (平成 14年 2月、商社)
- 民活を推進するための呼び水となる F/ S 支援を希望 (平成 14年 3月、電力)
- 民活事業の事業性格、リスクテイク等民活事業とは何かを受入国に教育して欲しい (平成 14年 3月、電力)

5.有効性、効率性等の評価 (手段の適正性、効果とコストに関する分析(効率性))(特別要求などについては、民間需要創出効果、雇用創出効果)、受益者負担)

(1)地球環境・プラント活性化事業等調査事業

手段の適正性

円借款案件は、そもそも商業性、収益性が極めて低いこと、また、円借款案件に関する途上国での国際競争入札の一般化により、円借款案件を発掘・形成した企業が必ずしも参画できるとは限らない(採算面で大きなリスクを伴う)ことから、補助金事業や税制、財投、規制緩和等による代替可能性はない。

なお、本事業は我が国企業が参画可能な地球環境対策プロジェクト等の発掘、形成を行うものであり、平成9年12月の気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3京都会議)等に合わせ「特別環境円借款」とともに創設されたもの。

これまでに植林事業、風力・太陽光等新エネルギー利用促進、既設発電所高効率化等省エネルギー対策等の地球環境対策プロジェクトに関するF/Sを実施。これらのF/Sの結果、各事業に対する円借款供与等が実現しており、本事業は我が国の地球環境問題への対応に向けた重要な施策の一つとなっている。

効果とコストとの関係に関する分析

(コスト)本事業の F/ S 作成費用は、予算要求額では1件当たり約6千万円。

(効果)平成13年度の実績では、円借款の1件当たり平均供与額は約119億円であり、また円借款事業における日本企業の受注率は24.5%となっている。このため、本事業により円借款案件が実現して日本企業が受注した場合、日本企業の受注額に相当する我が国への経済的効果があるだけでなく、円借款事業を日本企業が実施することによる事業の効率の実施、我が国の優れた技術の途上国への移転等、援助の質的向上の効果が期待される。

適切な受益者負担

上記と同様の理由により、本事業は受益者が特定できないため、委託費が適当。

(2)援助信用商業可能性等調査事業

手段の適正性

本事業は、我が国のタイド性円借款について、OECD輸出信用部会における商業可能性審査をクリアするためのものであり、タイド性円借款の确实かつ迅速な実施に不可欠の施策である。上記のような地球環境関連プロジェクトはこれまで主に平成9年度に創設されたタイド性借款である「特別環境円借款」により実施されてきており、平成14年7月以降は同じくタイド性借款である「本邦技術活用条件」等により実施されることが見込まれるところ、引き続き地球環境関連プロジェクトを円借款により円滑に実施していくためには、本事業の着実な実施が不可欠である。

効果とコストとの関係に関する分析

(コスト)本事業のF/S作成費用は、予算要求額では1件当たり約6千万円。

(効果)平成13年度の実績では、OECD対応により実現したタイド円借款案件の供与総額は272.1億円となっている。このうち、日本企業が受注する割合は、上記(1)の円借款事業全体における日本企業受注率の24.5%を相当程度上回るものとなるものと推測される。このため、本事業のF/S実施によってタイド円借款案件が実現した場合、日本企業の受注額に相当する我が国への経済的効果があるだけでなく、円借款事業を日本企業が実施することによる事業の効率の実施、我が国の優れた技術の途上国移転等の援助の質的向上の効果が期待される。

適切な受益者負担

上記と同様の理由により、本事業は受益者が特定できないため、委託費が適当。

(3)開発途上国民生活事業環境整備支援事業及び海外インフラ事業促進調査等事業

手段の適正性

本事業は、途上国等における民生活事業環境整備への協力という側面を有する上、途上国等における民生活型インフラ整備事業はそもそもコスト・リスクが大きく、またこれら事業の実施主体選定に際しては国際競争入札が行われることが一般的であるため、具体的案件を発掘・形成した企業が必ずしも参画できるとは限らない(採算面で大きなリスクを伴う)ことから、補助金事業や税制、財投、規制緩和等による代替可能性はない。

なお、本事業については、地球規模の環境問題への関心の高まりから、開発途上国等における大型の経済基盤整備事業の実施に際しても環境に与える影響に十分配慮することが求められており、例えば電力事業を行う際に火力発電所の高効率化により温室効果ガスの排出を極力削減する等、環境問題に十分配慮しつつこれを推進していくことがますます重要になっているが、本事業は、開発途上国等が民生活型事業環境を整備するに際し、単に

ビジネス関連法制度のみならず、例えば大気汚染物質の排出規制体系の構築に際して我が国の経験に基づく協力を行うこと等を通じて環境関連規制をも含め我が国の技術・ノウハウを活用した知的支援や提言を行うことにより、開発途上国等における環境と調和した経済開発の実現を目指すものである。

また、主要な個別プロジェクトに関して実行可能性調査を行い、相手国側に対し環境負荷を極小化しつつ事業を実現する具体的な方策を提案するものである。

効果とコストとの関係に関する分析

(コスト)本件2事業の平成15年度予算額は合計約7.3億円。

(効果)平成15年度においては、合計3件の特定国・セクターに関する官民研究会の実施及び合計10件程度の個別案件F/S等を実施することを予定している。

これに対し期待される主な効果としては、相手国における関連法制度等の民活事業環境の整備及び個別案件への我が国企業の参加が挙げられる。前者は定量化が困難であるが、途上国等における相当な経済的価値及び雇用の創出につながることを期待される。また後者については、案件にもよるものの民活型インフラ事業の事業規模は数百億円から数千億円に上るのが普通であり、これら案件に我が国企業が参加した場合にはその形態、シェアに応じた利益を上げることが期待される。

適切な受益者負担

上記と同様の理由により、本事業は受益者が特定できないため、委託費が適当。